

契約に関する重要事項のご説明

1. 電力契約申込みについて

1) 生活クラブエナジーに電力契約申込みを行うためには生活クラブ生協の組合員であることが前提条件となります。生活クラブ生協組合員でない場合は、地域の生活クラブ生協にお問い合わせいただき、加入手続きをお願い致します。

2) 契約申込ガイド（本紙）の内容をご確認の上、申書類（下記）に必要事項をご記入いただき、該当エリアの生活クラブ生協へ提出します。

3) 申書類（Web申込み）

①電力契約申込書 ②預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書

4) 上記書類の控えは本契約申込ガイドと合わせて大切に保管ください。

5) 申書類は、生活クラブ生協経由で生活クラブエナジーに届きます。

6) Web申込みの場合には、会員登録後マイページにてご確認ください。

2. 供給開始時期について

生活クラブエナジーによる必要な手続き完了後、各家庭の検針日に合わせて供給を開始します。

3. 電気料金について

1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間になります。

2) 電気料金は下記にもとづいて計算されます。

3) 基本料金

4) 基本料金、従量料金以外に原則としてお支払いいただく料金は以下となります。

①燃料費調整額 ②再エネ発電賦課金 ③消費税 ④生活クラブ自然エネルギー基金（任意参加による基金）

5) 電力使用量および請求金額については電気料金利用明細書またはWeb サイトにてご確認ください。

(<https://www.epower-portal.com/seikatsuclub/>)

6) 現在ご契約中の電力会社の契約メニュー（夜間割引等）によっては、生活クラブエナジーへの切替えに伴い電力料金が高くなる可能性がありますので、現在の料金設定をあらかじめご確認ください。

4. 切り替えのお手続きおよび計量器(スマートメータ)の工事について

現在ご契約中の電力会社から切替えのお手続きおよび計量器（スマートメーター）の交換工事は、原則、ご使用者さまの費用負担なしで実施致します。

5. 現在ご契約の電力の契約解除に伴う不測の不利益について

現在ご契約中の電力会社との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは現在ご契約中の電力会社にご確認ください。

- ①過去電力使用量の照会不可
- ②契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ③発行ポイントの失効
- ④継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア

6. 料金の支払い方法

- 1) ご指定の口座から毎月引落としとなります。
- 2) 1) の引き落としができなかった場合は、次回合算額の引落としとなります。
- 3) 2) の場合には、延滞金として以下の金額を合わせてご請求させていただきます。

延滞金（円）税抜： 150 円

4) 3ヶ月連続でお支払いいただけなかった場合は、電力の供給を停止させていただく場合があります。

7. 需給契約期間および自動更新について

契約期間は電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だってお使用者さままたは生活クラブエナジーから別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続致します。

8. 各種変更・解約等のお手続きについて

申込み後の各種変更・解約等のお手続きについては、生活クラブエナジーコールセンターまでお問い合わせください。

9. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 個人情報保護に関する規定について

生活クラブエナジーは、個人情報取扱いの重要性を認識し、「個人情報管理基本規定」を定め、人格尊重と法律を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めます。需要者の個人情報の利用については、下記に記載された目的に利用させていただきます。

- 2) 個人情報の利用目的

生活クラブエナジーは需要者の個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。

- (1) 生活クラブエナジーのサービス受付・提供等
- (2) 情報提供・お問い合わせ対応等のサポート
- (3) 料金請求（料金明細書発行）

- (4) 生活クラブ生協組合員としての在籍確認および電力契約状態の共有

生活クラブ事業連生活協同組合連合会ならびに地域の生活クラブ生協（単協）と需要家の個人情報を共同利用し在籍情報および電力契約状態を随時確認します。

(5) 電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者に対する接続供給切替えの手続き
生活クラブエナジーは、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者*1、他の小売電気事業者*2 との間で需要家の個人情報を共同で利用することがあります。*3

- ①共同利用の目的

(ア) 託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の

締結、変更又は解約のため

(イ) 小売供給契約又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次*4 のため

(ウ) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため

(エ) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため

②共同利用する情報項目

(ア) 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号

(イ) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

③共同利用の管理責任者

(ア) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者

(イ) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする

一般電気事業者

*1 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

*2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

*3 生活クラブエナジーは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

*4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

生活クラブ自然エネルギー基金規約

(目的)

第1条 生活クラブ自然エネルギー基金（以下、「基金」という）は、以下を目的とする。

1. ひとりひとりの省エネや節電行動により、不必要な発電を抑制するとともに、地球温暖化や環境負荷を軽減し、持続可能な社会をつくる。
2. 生活クラブエナジーが供給する「生活クラブでんき」が自然エネルギー100%となることを目指し、自然エネルギー発電所を推進する。

(基金の積み立て方法)

第2条

1. 生活クラブエナジーが毎月請求する電気料金に5% を加算した金額を請求する。
2. 引き落とした金額のうち、5% 分は基金の口座で別途積立を行なう。
3. 積立金額は、(株)生活クラブエナジー出資者ごとの台帳により管理する。

(基金の運営)

第3条

1. 基金の運営は「生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会」（以下、「運営委員会」という）を設置して執り行なう。
2. 運営委員会は、(株)生活クラブエナジー出資生協の代表者を構成員とする。
3. 運営委員会の代表は、構成員より互選とする。
4. 運営委員会の所在地は、東京都新宿区新宿6-24 -20 とする。
5. 運営委員会の事務局は、(株)生活クラブエナジーが担うものとする。

(基金の管理)

第4条

1. 運営委員会は、生活クラブ連合会（総務部）に管理を委任する事ができる。
2. 第1 項の管理を受託した生活クラブ連合会（総務部）は、金融機関に基金の口座を開設するとともに善良なる管理者の注意をもって適正に管理する。
3. 決算期は毎年度3月末とし、第1 項の管理を受託した生活クラブ連合会（総務部）は、年度収支並びに基金残高を運営委員会に報告する。

(基金の監査)

第5条

1. 基金の監査役を設置する。
2. 監査役は、生活クラブ連合会監事会の構成員が就任する。
3. 監査役は、基金の運営および管理業務について監査を行ない、運営委員会に報告する。

(基金の解散)

第6条

1. 基金の解散は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。
2. 基金解散時の残余財産の処分方法は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

(規約の改廃)

第7条

1. 本規約の改廃は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

(委任)

第8条

1. 本規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

付則 本規約は、2016年4月1日より施行する。

2017年9月19日改定